

一橋大学附属図書館と早稲田大学図書館の相互利用に関する申合せ

一橋大学附属図書館と早稲田大学図書館は、学習及び教育研究活動の向上のため、図書館間の相互利用を一層円滑に推進することを目的として、以下のとおり申し合わせる。

(利用の範囲)

第1条 この申合せが対象とする利用の範囲は、来館利用は一橋大学附属中央図書館、早稲田大学中央図書館とし、図書館相互協力による現物貸借については別途定める。

(利用者の範囲)

第2条 この申合せが対象とする利用者は、所属する大学が発行した学生証を所持する学生及び専任教職員（助手も含む）とする。

(入館手続)

第3条 利用者は、学生証又は教職員証等を提示し所定の手続きを経て、相互の図書館に入館できる。

(サービス内容)

第4条 利用者は、相互の図書館利用規則または利用規定(以下「利用規則等」という。)に基づき、館内閲覧及び文献複写等のサービスを受けることができる。

第5条 利用者は、所属する大学の図書館を通じた申込みにより、相互の図書館資料を借受けることができる。

(規則等の遵守)

第6条 利用者は、利用する図書館の利用規則等を遵守しなければならない。

(実施要綱)

第7条 この申合せの運用に当たっては、別に実施要綱を定める。

(雑則)

第8条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別途協議し定める。

(有効期間)

第9条 この申合せは、2004(平成16)年6月1日から実施し、いずれかの図書館から申出のない限り継続する。

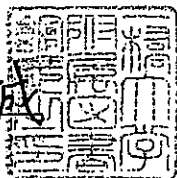
附則

この申合せ書は2通作成し、一橋大学附属図書館と早稲田大学図書館が各1通保有する。

2004(平成16)年6月1日

一橋大学附属図書館長

池間 誠



早稲田大学図書館長

紙屋 敦

